

ダム名	水系名	管理開始	管理者	判定	未公表理由
大雪	石狩川	S50.11	北海道開発局	C	
金山	石狩川	S42.10	北海道開発局	B2	
桂沢	石狩川	S32.6	北海道開発局	C	
漁川	石狩川	S55.10	北海道開発局	C	
豊平峡	石狩川	S48.4	北海道開発局	B2	
定山溪	石狩川	H2.6	北海道開発局	B2	
岩尾内	天塩川	S46.4	北海道開発局	C	
鹿ノ子	常呂川	S59.4	北海道開発局	C	
十勝	十勝川	S60.4	北海道開発局	C	
美利河	後志利別	H4.4	北海道開発局	C	
二風谷	沙流川	H10.4	北海道開発局	B2	
札内川	十勝川	H11.4	北海道開発局	C	
滝里	石狩川	H12.4	北海道開発局	B2	
忠別	石狩川	H19.4	北海道開発局	C	
留萌	留萌川	H22.4	北海道開発局	C	
夕張シューパロ	石狩川	H27.4	北海道開発局	B2	
サナル	天塩川	H31.4	北海道開発局	C	
平取	沙流川	R4.4	北海道開発局		完成後3年未満
四十四田	北上川	S44.1	東北地方整備局	C	
田瀬	北上川	S30.4	東北地方整備局	C	
湯田	北上川	S41.4	東北地方整備局	B2	
胆沢	北上川	H26.4	東北地方整備局	C	
鳴子	北上川	S33.12	東北地方整備局	C	
御所	北上川	S57.4	東北地方整備局	C	
釜房	名取川	S46.1	東北地方整備局	B2	
白川(直轄)	最上川	S56.10	東北地方整備局	B2	
寒河江	最上川	H3.4	東北地方整備局	B2	
浅瀬石川	岩木川	H1.4	東北地方整備局	B2	
玉川(直轄)	雄物川	H3.4	東北地方整備局	B2	
七ヶ宿	阿武隈川	H4.4	東北地方整備局	B2	
三春	阿武隈川	H10.4	東北地方整備局	C	
月山	赤川	H14.4	東北地方整備局	C	
摺上川	阿武隈川	H18.4	東北地方整備局	B2	
長井	最上川	H23.4	東北地方整備局	B2	
森吉山	米代川	H24.4	東北地方整備局	C	
津軽	岩木川	H29.4	東北地方整備局	C	
藤原	利根川	S33.8	関東地方整備局	B2	
相俣	利根川	S34.7	関東地方整備局	B1	
蕨原	利根川	S41.3	関東地方整備局	B2	
品木	利根川	S40.12	関東地方整備局	B2	
五十里	利根川	S32.6	関東地方整備局	B1	
川俣	利根川	S41.4	関東地方整備局	B1	
川治	利根川	S59.4	関東地方整備局	B1	
湯西川	利根川	H24.11	関東地方整備局	B2	
二瀬	荒川	S37.11	関東地方整備局	B2	
宮ヶ瀬	相模川	H13.4	関東地方整備局	B2	
八ッ場	利根川	R2.4	関東地方整備局		完成後3年未満
大石	荒川	S54.4	北陸地方整備局	C	
手取川	手取川	S55.4	北陸地方整備局	B2	
大町	信濃川	S61.4	北陸地方整備局	B2	
大川(直轄)	阿賀野川	S63.4	北陸地方整備局	B2	
三国川	信濃川	H6.7	北陸地方整備局	B2	
宇奈月	黒部川	H13.4	北陸地方整備局	B2	
横川	荒川	H20.4	北陸地方整備局	B2	
美和	天竜川	S34.12	中部地方整備局	C	

ダム名	水系名	管理開始	管理者	判定	未公表理由
小洪	天竜川	S44.7	中部地方整備局	B2	
新豊根	天竜川	S48.4	中部地方整備局	B2	
矢作	矢作川	S46.7	中部地方整備局	B1	
丸山	木曽川	S29.7	中部地方整備局	C	
横山	木曽川	S39.10	中部地方整備局	C	
蓮	櫛田川	H3.10	中部地方整備局	C	
長島	大井川	H14.4	中部地方整備局	C	
小里川	庄内川	H16.4	中部地方整備局	C	
天ヶ瀬	淀川	S40.4	近畿地方整備局	B2	
九頭竜	九頭竜川	S43.7	近畿地方整備局	C	
真名川	九頭竜川	S54.4	近畿地方整備局	C	
猿谷	新宮川	S33.4	近畿地方整備局	B1	
大滝	紀の川	H25.4	近畿地方整備局	B2	
菅沢	日野川	S43.10	中国地方整備局	B2	
土師	江の川	S49.4	中国地方整備局	B2	
島地川	佐波川	S57.4	中国地方整備局	B2	
弥栄	小瀬川	H3.4	中国地方整備局	B2	
八田原	芦田川	H10.4	中国地方整備局	B2	
温井	太田川	H14.4	中国地方整備局	B1	
苫田	吉井川	H17.4	中国地方整備局	B2	
灰塚	江の川	H19.4	中国地方整備局	B1	
志津見	斐伊川	H23.6	中国地方整備局	B1	
尾原	斐伊川	H24.3	中国地方整備局	B2	
殿	千代川	H24.4	中国地方整備局	C	
柳瀬	吉野川	S29.8	四国地方整備局	B1	
石手川	重信川	S48.4	四国地方整備局	B1	
野村	肱川	S57.4	四国地方整備局	B1	
大渡	仁淀川	S62.5	四国地方整備局	B1	
中筋川	渡川	H11.4	四国地方整備局	C	
鹿野川	肱川	S34.4	四国地方整備局	B1	
長安口	那賀川	S31.8	四国地方整備局	B1	
横瀬川	渡川	R2.6	四国地方整備局		完成後3年未満
鶴田	川内川	S41.4	九州地方整備局	B2	
緑川	緑川	S46.4	九州地方整備局	B2	
下釜	筑後川	S48.4	九州地方整備局	B1	
松原	筑後川	S48.4	九州地方整備局	B1	
耶馬溪	山国川	S60.4	九州地方整備局	B2	
厳木	松浦川	S62.5	九州地方整備局	B2	
竜門(直轄)	菊池川	H14.4	九州地方整備局	B1	
嘉瀬川	嘉瀬川	H24.4	九州地方整備局	B2	
ななせ	大分川	R2.4	九州地方整備局		完成後3年未満
福地	福地川	S49.12	沖縄総合事務局	B2	
新川	新川川	S52.4	沖縄総合事務局	B2	
安波	安波川	S58.4	沖縄総合事務局	B2	
普久川	安波川	S58.4	沖縄総合事務局	B2	
辺野喜	辺野喜川	S63.4	沖縄総合事務局	B2	
漢那	漢那福地川	H5.4	沖縄総合事務局	B2	
羽地	羽地大川	H17.4	沖縄総合事務局	B2	
大保	大保川	H23.4	沖縄総合事務局	B2	
金武	億首川	H26.4	沖縄総合事務局	B2	
矢木沢	利根川	S42.10	水資源機構	B2	
下久保	利根川	S44.1	水資源機構	B2	
草木	利根川	S52.4	水資源機構	B2	
奈良俣	利根川	H3.4	水資源機構	C	
岩屋	木曽川	S52.4	水資源機構	B1	

ダム名	水系名	管理開始	管理者	判定	未公表理由
阿木川	木曽川	H3.4	水資源機構	B2	
味噌川	木曽川	H8.12	水資源機構	B1	
室生	淀川	S49.4	水資源機構	B2	
青蓮寺	淀川	S45.7	水資源機構	B2	
高山	淀川	S44.8	水資源機構	B2	
一庫	淀川	S58.4	水資源機構	B2	
布目	淀川	H4.4	水資源機構	B2	
日吉	淀川	H10.4	水資源機構	B2	
池田	吉野川	S50.4	水資源機構	B2	
早明浦	吉野川	S50.4	水資源機構	B1	
新宮	吉野川	S50.11	水資源機構	B1	
寺内	筑後川	S53.6	水資源機構	B2	
浦山	荒川	H11.4	水資源機構	B2	
比奈知	淀川	H11.4	水資源機構	B2	
富郷	吉野川	H13.4	水資源機構	B1	
滝沢	荒川	H20.4	水資源機構	B2	
徳山	木曽川	H20.4	水資源機構	B1	
大山	筑後川	H25.4	水資源機構	B2	
小石原川	筑後川	R2.4	水資源機構		完成後3年未満

※「土木構造物の状態」「機械設備の状態」「電気通信設備の状態」を対象に健全度評価を算出
(ただし、上記のうち「管理用通路」「昇降設備」「係船設備」「流木止設備」「水質保全設備」は対象に含めない)

※健全度評価区分について

表示区分		状 態
C	異状なし (安全性・機能支障なし)	- ダムの安全性や機能に影響を及ぼすおそれがないと判断され、状態監視を継続する。 - ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、必要に応じて措置を講じる必要がある。 - ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、速やかに措置を講じる必要がある。
B2	要監視段階 (安全性・機能支障なし)	
B1	予防保全段階 (安全性・機能支障なし)	
A	措置段階 (安全性・機能支障あり)	ダムの安全性及び機能への影響が認められ、直ちに措置を講じる必要がある。

・土木施設、機械施設、電気通信施設を対象としており、施設の状態に応じて4段階に区分し、**1項目でもa判定となった場合は、総合判定をAとしている。**
(「a、b1、b2、c」の順で該当する個別判定をもとに総合判定を行っている。)